

規制を受ける建築物と日影規制

地域または区域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	対象区域	隣地境界線からの水平距離が10m以内の範囲における日影規制	隣地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影規制
第1種低層住居専用地域	軒の高さが7mを超える建築物または地階を除く階数3以上の建築物	1.5m	容積率が10分の10の区域(外壁の後退距離の限度が1.5mのものを除く)	4時間	2.5時間
第2種低層住居専用地域			容積率が10分の15の区域	5時間	3時間
第1種中高層住居専用地域	高さが10mを超える建築物	4m	容積率が10分の20の区域	4時間	2.5時間
第2種中高層住居専用地域					
第1種住居地域	高さが10mを超える建築物	4m	容積率が10分の20の区域	5時間	3時間
第2種住居地域					
準住居地域					